

税の知識

Q 年に十万円を超える医療費を支払ったときは？

今年妻が入院したり通院したりで、年間十五万円ほどの医療費を支払いました。このような場合、医療費控除が受けられると聞きましたが、どうすればよいのでしょうか。

A あなたの場合、奥さんの医療費負担額が十万円を超えているので医療費控除が受けられます。



■医療費控除とは

現在の税制では多額の医療費を納税者または同一生計の親族のために支払ったときは、次の算式によって計算した金額を所得から差し引くことができます。これを医療費控除制度といいます。この制度を利用するには、サラリーマン

といえども確定申告を行わなければ還付が受けられません。

(1年間に支払った医療費 < 1月～12月まで > - 保険金等で補填された金額) - (合計所得金額の5%または10万円のいずれか少ない金額) = 医療費控除額(最高200万円)

■控除額の計算例

医療費控除の結果、確定申告でいくら税金が戻るかを実例で説明しましょう。

課税所得金額六百万円、これに対する納付済所得税額九十万円のケースで医療費を年間十五万円支払った場合、確定申告でいくら税金が戻ってくるのでしょうか。

医療費控除額

15万円から10万円を差し引いて5万円

医療費控除後の課税所得金額

600万円 - 5万円 = 595万円

595万円に対する税額

595万円 × 20% - 30万円 = 89万円

還付される金額

90万円 - 89万円 = 1万円

このようなことで、税金が戻ってくるわけです。

■医療費控除は確定申告で

医療費控除



は、サラリーマンとはいえども年末調整で受けられず、確定申告をしなくてはなりません。確定申告は支払った翌年にしますが、もし、申告し損っているケースでは原則として五年前のものまで還付請求できます。

事業所得者などで今まで確定申告を提出してあるケースでは、申告期限から一年以内であれば更正の請求書を、一年を過ぎてしまった場合は、様式自由の嘆願書を出せばそれ相当の理由があると認められた場合に限り五年前までさかのぼって返してもらえます。ただし、もちろん手づから税務署に行っても医療費控除は受けられません。証拠の品である医療費などの領収書とか勤務先から受けた給与の源泉徴収票、印鑑などが必要です。※原則として薬局の領収書については対象としませんのでご承知おきください。ただし、医師の指示によるものがあれば認めます。次回には、どんなものが医療費控除の対象となるか掲載します。申告時期に参考となりますのでご参照ください。

問合先 税務課 市民税係

「簡易裁判所の民事手続き」Q&A

その2

Q 民事手続きの利用の仕方は普通の市民には、難しいのでは？

A 簡易裁判所では、法律の知識がなくても簡単に手続きを利用することができるよう、いろいろな工夫をしています。

調停や訴訟の手続きを説明したリーフレットが置いてありますし、調停申立書や訴状作成用の記入用紙も窓口で備え置かれています。これらの記入用紙は、売買代金の支払を求める事件、貸した金の返還を求める事件、建物の明け渡しを求める事件などの事件ごとに、

説明書に従って空欄部分を埋めていけば、自然に調停申立書または訴状を完成させることができるように工夫されていますので、裁判所の手続きを初めて利用する人でも、自分で必要な書類を作成することが出来ます。もちろん、裁判所の職員も窓口で相談に乗ってくれます。相談の内容は、問題解決にはどの手続きが適しているのか、

申立書はどのように記載したらよいのか、申し立てにはどのような書類が必要で、どれくらいの手数料が掛かるのかなど、手続きに関することなら何でも構いません。

土地基本調査にご協力ください

10月から11月にかけて、全国の約70万の法人と約60万の世帯を対象に「土地基本調査」が行われます。この調査は、わが国の法人と世帯の土地の所有状況やその利用状況などを調査するもので、その結果は、宅地開発計画や土地利用計画などの土地政策を的確に実施するための基礎資料となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合先 商工観光課統計労政係

全国防犯運動*10月11日～20日

防犯は、
日ごと、家ごと、地域ごと

運動の重点

- *暴力の追放（暴力団の排除）
- *少年の非行防止
- *自転車・自動車等の盗難防止